

市本館人志回棟一ひ及び、(以下「甲」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一
るも併合ア」人志回棟一ひ及び、(以下「乙」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一

吸収合併契約書

(左記の併合)

るも併合ア」人志回棟一ひ及び、(以下「甲」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一
るも併合ア」人志回棟一ひ及び、(以下「乙」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一

人志回棟一ひ及び (1)

同業車興福育社全共市本館人志回棟一 併合

〒1番7目丁2水出区央中市本館 西行

人志回棟一ひ及び (2)

同業車興福育社全共市本館人志回棟一 併合

〒1不館番1伊敷幸区央中市本館 西行

(日主業代做)

この合併契約は、(以下「甲」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一
るも併合ア」人志回棟一ひ及び、(以下「乙」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一

(各業社の代表者)

この合併契約は、(以下「甲」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一
るも併合ア」人志回棟一ひ及び、(以下「乙」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一

(各業社の代表者)

この合併契約は、(以下「甲」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一
るも併合ア」人志回棟一ひ及び、(以下「乙」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一

(各業社の代表者)

一般財団法人熊本市社会教育振興事業団

一般財団法人熊本市駐車場公社

(各業社の代表者)

この合併契約は、(以下「甲」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一
るも併合ア」人志回棟一ひ及び、(以下「乙」とし、(以下) 同業車興福育社全共市本館人志回棟一

一般財団法人熊本市社会教育振興事業団（以下、「甲」という。）及び一般財団法人熊本市
駐車場公社（以下、「乙」という。）は、次のとおり契約する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 一般財団法人熊本市社会教育振興事業団

住所 熊本市中央区出水2丁目7番1号

（2）吸収合併消滅法人

名称 一般財団法人熊本市駐車場公社

住所 熊本市中央区辛島町1番地下1号

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、平成31年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ
必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（法人財産の引継ぎ）

第3条 乙は、平成30年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を
基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を
効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（善管注意義務）

第4条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって
それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及
ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

（職員の処遇）

第5条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引継ぎ雇用する。ただし、
勤務年数については、乙における年数を通算する。

（合併条件の変更等）

第6条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由
により甲又は乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の
上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

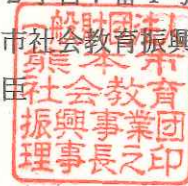
(本契約に定めのない事項)

第7条 本契約に定める事項のほか、合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

平成30年12月//日

甲 熊本市中央区出水2丁目7番1号
一般財団法人熊本市社会教育振興事業団
理事長 宮原 國臣



乙 熊本市中央区辛島町1番地下1号
一般財団法人熊本市駐車場公社
理事長 大谷 和則

